

サンバイオ株式会社

定 款

2013年02月14日	作成
2013年02月26日	公証人認証
2013年02月27日	会社成立
2013年03月22日	変更
2013年12月20日	変更
2014年04月28日	変更
2014年12月11日	変更
2016年04月28日	変更
2022年04月27日	変更

定 款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、サンバイオ株式会社と称し、英文では SanBio Company Limited と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療関連技術の研究開発、研究開発の受託、並びに開発技術の特許販売
2. 医薬品及び医療用器材の研究開発、製造、輸入、販売
3. 医療用機械器具の研究開発、製造、輸入、販売
4. 医薬品の開発に関わる情報提供事業
5. 投資事業、並びにコンサルティング事業
6. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項の場合のほか、必要がある時は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集する。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

2 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれに当たるものとする。

2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会決議事項)

第16条 株主総会においては、法令又は定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社又は当会社の子会社の従業員に対する当会社の新株予約権（ストック・オプション）の発行の計画の内容をその決議により定めることができる。

- 2 当社は、前項に基づき前項の計画の内容を決定する場合には、その内容として、次の事項その他の新株予約権の発行の要綱を定めることができる。
 - (1) 当該計画により発行される新株予約権の目的である株式の種類
 - (2) 当該計画により発行される新株予約権の目的である株式の総数の上限又はその算定方法
 - (3) 当該計画により発行される新株予約権と引換えに払い込む金銭の額又はその算定方法（当該金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨）
 - (4) 当該計画により発行される新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額の概要
 - (5) 当該計画の有効期間

(株主総会の決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当社の取締役は6名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決し、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた代表取締役が招集し、議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わって招集し、議長となる。

- 2 取締役会の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役)

第24条 当社は、代表取締役を取締役会の決議により取締役の中から選定する。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は3名とする。

(監査役の選任方法)

第32条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を1名以上選定する。

(監査役会の招集)

第35条 監査役会は、各監査役が招集し、招集の通知は会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第41条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第43条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。

(会計監査人との責任限定契約)

第44条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度及び決算期)

第46条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第47条 剰余金の配当は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当の基準日)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附則

1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。